

法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金(以下「預金」といいます。)について発行した法人キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、次の場合に利用することができます。なお、カードは、当行および当行が提携した金融機関等(以下、「提携先」といいます。)でのみ使用可能であり、提携していない金融機関等では利用できません。

- (1) 当行および提携先の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」といいます。)を使用して預金に預け入れをする場合。
- (2) 当行および提携先の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」といいます。)を使用して預金を払戻しする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払出し、振込の依頼をする場合。(当行でのみ使用が可能です。)
- (4) その他当行が定めた取引を行なう場合。

2. (預金機による預金の預け入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預け入れをする場合には、預金機に通帳またはカードを挿入し、現金を投入して操作をしてください。但し、提携先ではカードのみの使用となります。
- (2) 預金機による預け入れは、預金機の機種により当行又は提携先が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預け入れは、当行又は提携先が定めた枚数による金額の範囲とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により、当行又は提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行又は提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行又は提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記第4項の手数料金額との合計額が、払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料)

- (1) 当行および提携先の預金機、支払機を使用して現金を預入れ、払戻す場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。但し、提携先でのご利用はできません。

6. (振込手数料)

- (1) 当行の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。

- (2) 振込手数料は、振込金額の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。

7. (預金機・支払機・振込機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の預け入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項および第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) やむを得ない事由による通信機器・回線等の障害によって振込が遅延した場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

8. (カードによる預け入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含む。以下同じです。)および自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機・支払機・振込機を使用された場合、または当行本支店の窓口に出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にもすみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人名、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。当行所定の手続によりカードを再発行いたします。変更前のカードは当店へ返却してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行ないます。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証番号照合等)

- (1) カードは、代表者または代表者が使用を許可した方以外に使用されないように保管してください。また、カードに使用する暗証番号は、代表者または代表者が使用を許可した方以外に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金を払戻したうへは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、当行所定の方法により、お申し出の暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認したうへ、取扱いした場合にも、前項と同様とします。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した

損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - 第 13 条に定める規定に違反した場合
 - 預金口座に関し最終の預け入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡・質入れ等の制限)

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定の定めがない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

本規定に定める当行所定の自動機利用手数料、振込手数料および再発行手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesuryou.html>